

特記仕様書

工事番号	7京丹下公工第2-10号
工事名	口大野地区管渠布設工事その25
施工場所	京丹後市大宮町口大野地内
工期	契約締結日の翌日～令和8年3月31日

第1条 本工事の施工にあたっては、「京丹後市工事共通仕様書」（令和4年3月 京丹後市）：「土木工事共通仕様書（案）」（令和6年4月 京都府）：「土木請負工事必携」（令和7年5月 京都府）：「土木工事施工監理基準」（平成29年9月 京都府）：「土木構造物標準設計」（国土交通省）：「土木工事標準設計図集」（近畿地方整備局）：下水道土木工事必携（案）-2021年度版-（公益社団法人 日本下水道協会）、水道工事標準仕様書2010（公益社団法人 日本水道協会）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 共通

1-1 全般

（標示板の設置）

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容： 下水道をつくっています。 工事種別： 下水道工事（管渠）

（標示板の設置位置・設置期間・規格色彩等）

標示板の設置位置・設置期間・規格色彩等については、別添「標示板記載例」を参考にすること。

1-2 施工計画書

京丹後市工事共通仕様書「第2節2-1-I-2 施工計画書」に基づき、受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

ただし、受注者は維持管理・修繕工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

1-3 建設副産物

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

1. 分別解体等の方法

土木工事

工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 の 方 法	備 考
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	足場仮囲い、養生、山留工、栈橋工、覆工等の設置又は撤去
	② 土工	☒ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	路盤掘削、土砂等の掘削、盛土、埋戻、締固め等を行う工事
	③ 基礎	☒ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	人孔や管渠の基礎、橋脚・橋台の基礎・基礎杭などの設置又は撤去
	④ 本体構造	☒ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	本工事の主たる工種
	⑤ 本体付属品	☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	防護柵、照明設備、標識など
	⑥ その他（舗装）	☒ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	①～⑤に該当しない工種

2. 近隣における主な許可施設の名称及び所在地・受入条件については、各府県のホームページ及び産業廃棄物処理業者へ問い合わせて最新の状況を確認して処理を行うこと。

3. 京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/meibo.html>)

4. 兵庫県ホームページ(<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle>)

(建設発生土の搬出)

建設発生土については、指定処分とする。

1. 下表は、積算上の条件明示であり、処分先を指定しているが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

建設発生土	受入場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土 (指定処分)	森建設(株) 京丹後市大宮町善王寺小字 アバタ 1791 番他 11 筆	日曜日、第 1、2、4 土曜日、年 末、年始、GW、盆休暇受入不可 8:00 から 17:00 まで	土壌調査結果の提出	0.9 km

2. 搬路の補修及び建設発生土受入地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
3. 土壌調査結果等の提出（条例の許可が必要な場合）

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」という。）による許可を受けた（受ける予定）埋立て等区域に処分を行う場合は、残土の受入れには、土砂条例施行規則第 7 条に規定する以下の書類が必要となる。受注者は、土砂条例施行規則第 7 条第 3 項及び第 4 項に規定する土壌調査を実施し、これらの書類を作成することとする。

- 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第 7 条第 3 項第 1 5 号）
 - 土壌調査資料採取報告書（第 4 号様式）（第 7 条第 3 項第 1 5 号）
 - 土壌分析結果証明書（写し）（第 7 条第 3 項第 1 5 号）
- なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。
残土の受入に必要な以下の資料については、監督員から受領することとする。
- 土砂発生元証明書（第 3 号様式）（第 7 条第 3 項第 6 号）
 - 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第 7 条第 3 項第 7 号）
 - 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図面及び求積図（第 7 条第 3 項第 1 3 号）
 - 予定容量計算書（第 7 条第 3 項第 1 4 号）

詳しくは京都府ホームページ「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」

(<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/1254731283875.html>)、保健所に問い合わせ確認のうえ処理すること。

(建設発生土処理計画書・報告書の作成)

1. 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、建設発生土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。
2. 建設発生土処理計画書には、森林法、農地法、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）及び京都府土砂条例等との適合の確認できる資料を添付すること。

3. 施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。

なお、施工前、施工後の処分先の写真を撮影するものとし、施工後においては検尺等により残土処理量を算出し、写真と併せて提出するものとする。これによりがたい場合は、監督員と協議の上決定する。

※建設発生土利活用の場合に提出する。

(盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事)

1. 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事で、「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」
2. 摘要範囲等については、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」に掲げる4. 許可不要工事④ (イ)～(ニ)を踏まえて判断することとする。

(イ) 「**工事の施行に付随して行われる土石の堆積**」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指す。

(ロ) 「**工事に使用する土石**」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。

(ハ) 「**工事の現場**」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。

(ニ) 「**工事の現場の付近**」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

3. 許可不要となった盛土等についても、規制対象の場合には、土地所有者等に対して土地の保全努力義務が課せられ、危険な場合には改善命令等の対象となる。

○盛土規制法に基づく申請等マニュアル 令和7年5月 京都府

・マニュアル、様式：<https://www.pref.kyoto.jp/morido/yoshiki.html>

○許可申請先

- ・宅地造成等工事区域→丹後土木事務所 建築住宅課
- ・特定盛土等規制区域→丹後広域振興局 森づくり振興課
- ・規制区域：<https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/moridokisotyousa.html>

(再生資源利用計画)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(受領書の交付)

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画)

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(計画書及び実施書の様式及び保管)

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

掲載の再生資源利用[促進](計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成后5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

(建設副産物の搬出)

1. 本工事の施工により発生する建設副産物は原則として中間処理又は最終処分の許可施設に搬出するものとする。

近隣における主な許可施設の名称及び所在地・受入条件については、各府県のホームページ及び産業廃棄物処理業者へ問い合わせて最新の状況を確認して処理を行うこと。

○京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/meibo.html>)

○兵庫県ホームページ (<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle>)

注) 建設廃棄物を府外搬出する場合は、排出事業者(元請事業者)が自ら直接収集運搬する場合を除き、本府及び搬出先府県の収集運搬許可を取得している下請事業者に運搬収集を委託すること。

なお、次の場合は金額変更を伴う設計変更の対象とする。

- 1) 受入施設が受入量を超える等、処理不能状態となった場合
- 2) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なった場合
- 3) 処理業の不適正な行為を行政機関が確認した場合

(産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

1-4 監督員による検査(確認を含む)及び立会等

(段階確認)

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、監督員の指示した工種の施工段階において、段階検査を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督員が定めるものとする。
また、段階確認時に作成した資料については控えを保管し完成検査に持参すること。

(工事完成検査)

完成検査は「京丹後市工事共通仕様書」及び「京丹後市建設工事等検査規程」に基づき、受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者が立ち会うこととする。

1－5 工事中の安全確保

(近接施工)

1. 工事区間に隣接して下記のとおり施設（電柱や地下埋設物等）があるため、工事施工に際しては、監督員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、深さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督員に提出するものとする。
なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
2. 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

近接施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況
電柱	関西電力	公道に並行	適宜	無
NTT 柱	NTT	公道に並行	適宜	無
光柱	京丹後市	公道に並行	適宜	無
下水管	京丹後市	公道に埋設 支管は側溝を横断	適宜	無
水道管	京丹後市	公道に埋設 支管は側溝を横断	適宜	無
関電ケーブル	関西電力	公道に並行	適宜	無
NTT ケーブル	NTT	公道に並行	適宜	無
光ケーブル	京丹後市	公道に並行	適宜	無

(占有設備等の管理者)

設備の有無については、下記に問い合わせを行うこと。

- NTT フィールドテクノ関西支店
TEL 0773-24-5671 (地下埋設管)
TEL 0800-2000-116 (電柱)
TEL 0773-24-5621 (ケーブル)
- 関西電力
TEL 0800-777-3081
- 京丹後市役所 上下水道部 施設管理課
TEL 0772-69-0580
FAX 0772-75-0300
- 京丹後市役所 総務部 デジタル戦略課 情報推進係 (光ケーブル)
TEL 0772-69-0130
FAX 0772-69-5380
- JA 全農京都・LP ガス峰山直売所 (峰山町荒山 397)
TEL 0772-62-7830

(安全に関する研修・訓練等の実施)

1. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 当該工事内容の周知徹底
 - ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④ 当該工事における災害対策訓練
 - ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、研修・訓練等として必要な事項
2. 受注者は、工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、安全に関する研修・訓練等の実施状況について、所定の様式により訓練等の内容に係わる事項（実施日時、場所、参加人数、内容等）を完成検査時までに監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、研修・訓練時に使用した資料を保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとし、完成検査時にもこれらの資料を提示しなければならない。

4. 受注者は、1 から 3 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- 建設業法遵守ガイドライン（国土交通省）
- 建設産業における生産システム合理化指針（平成 3 年 2 月建設省）
- 新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）
- **働き方のルール～労働基準法のあらし～（東京労働局）**

（建設現場における熱中症対策の強化）

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応について交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書に記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。

(1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

(2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう以下の内容の作成及び関係作業員への周知

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする。

京都府 HP リンク：建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

1－6 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事に当っては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成13年4月9日改正、国土交通省告示)に基づき指定された低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は、監督員と協議するものとし、低騒音型機械を使用するものとする。

ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督員と協議するものとする。

上記において、「これにより難い」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督員に提出するものとする。

また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

(環境等の保全)

- 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
- 建設資材:「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
- 建設機械:「エネルギーの合理化に関する法律(省エネ法)」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 大規模な裸地の出現防止のため段階的な工事実施や調整池(沈砂池)の設置など、流末の水環境の保全を図ること。
- 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(不正軽油の使用禁止)

- 軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
- 燃料検査を実施する時は協力しなければならない。

1－7 交通安全管理

(安全対策費)

安全対策に安全対策については、交通誘導員Bを計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡などに要する費用
- ② 不稼動日の保安要員などの費用
- ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明などの安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用
- ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用
- ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用
- ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用
- ⑨ 安全用品等の費用
- ⑩ 安全委員会などに要する費用

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せ結果又は、条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督員と協議の上設計変更の対象とする。

受注者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする

【下水道工事】

配置場所	交通誘導員	編 成	総数
起 点	1 名/日	交通誘導員 A 名 交通誘導員 B 1 名	合計：292 人 補助対象：262 人日 補助対象外：30 人日
中間点	1 名/日	交通誘導員 A 名 交通誘導員 B 1 名	
終 点	1 名/日	交通誘導員 A 名 交通誘導員 B 1 名	

受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督員に提出すること。

受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

【水道工事】 『第6章 6－2』のとおり

交通誘導員 A、B の定義

労務単価区分	定 義
交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

京都府公安委員会の認定した路線においては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに検定合格警備員（1級又は2級）を一人以上配置する必要がある。

○認定路線（京丹後市管内）

➤ 国道178号

（ダンプトラック等の過積載防止対策）

受注者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表を作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

（車輛の点検）

工事車輛特にダブルタイヤ装着のダンプトラックについては、一般道に出る前にタイヤの間に石等の異物が挟まっていないことを確認し、石等の落下による事故防止に努めること。それを怠り第三者に被害を与えた場合は受注者の責任のもと円満に解決を図ること。

1－8 施工時期及び施工時間の変更

（施工時間）

施工時間は、昼間施工とするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（時間的制約を受ける作業）

1. 本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。

なお、関係機関との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種又は種別・細別	時間帯	期間
工事全般	作業開始 8時30分 作業終了 17時00分	工期内

2. 本工事の施工に当たり、関係機関から時間的制約条件を付された場合は、速やかに設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1-9 暴力団等の排除 (届出等)

- 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等から不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督員に報告すること。
- 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

第2章 材料及び施工

2-1 再生材の利用について

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40 (30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張 (積) ・石張 (積) の天端工及び胴込・裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40 (30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	

改質再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン	中間層	
	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用すること。

1. 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」による。
2. 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。なお、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。
3. 再生クラッシャーラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
4. 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。
5. 再生クラッシャーランを下水道工事に使用する場合は、粒径が50%通過粒径 $D_{50} > 10\text{mm}$ 、又は、10%通過粒径 $D_{10} > 1\text{mm}$ を満たす品質のものを使用する。

2-2 施工管理

（目的の熟知）

1. 受注者は、工事の目的を十分に理解し施工管理を行なうこと。
2. 受注者は、施工管理上の許容誤差により工事の目的が達成出来ないことのないようリスクマネジメントを行い、施工管理上の許容誤差により工事の目的が達成出来ないことが判明した場合は監督員と協議を行い改善すること。

（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載されている「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督員の指示により実施すること。

（規格値）

品質及び出来形の規格値は、下水道工事施工管理基準及び規格値、若しくは土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

（レディーミクストコンクリート施工の品質確保）

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を受けた上で、受注者のみで、実施してもよい。

ただし、小規模工事で1工種当りの総使用量が 50m^3 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。

(コンクリートの単位水量測定)

- 受注者は、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が 100m^3 以上施工するコンクリート工において、コンクリートの単位水量測定を実施しなければならない。ただし、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートは除く。
- 測定は、「コンクリートの単位水量測定要領（案）」（京都府）によるものとする。
- 受注者は、コンクリートの単位水量試験を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督員に提出して、少なくとも1回は段階確認を受けなければならない。また監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

(ひび割れ調査)

- 受注者は、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門（いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。）の施工に際し、施工完了時（埋戻し前）にひび割れ調査を実施しなければならない。
- 調査は、「ひび割れ調査要領（案）」（京都府）によるものとする。
- 0.2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。
- 受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を監督員に提出することとする。

(テストハンマーによる強度推定調査)

- 受注者は、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門（いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。）の施工に際し、施工完了時（埋戻し前）にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。
- 調査は、「テストハンマーによる強度推定調査要領（案）」（京都府）によるものとする。
- 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を監督員に提出することとする。

(コンクリートの養生)

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

2-3 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

（品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち監督員の指示した材料の使用に当っては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

2-4 セメントコンクリート製品

（セメントコンクリート製品）

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集（案）〔側溝・水路編〕」（H12.3月近畿地建）（以下、「標準図集（案）」という。）によるものとし、使用に当っては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集（案）」に示す構造規格（案）を満足する側溝等の使用に当っては、監督員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行なわないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

——解説——

「標準図集（案）」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集（案）」に示す構造規格（案）で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集（案）」で規定している寸法規格に限定したものではない。

※参考

近畿管内における「標準図集（案）」の構造規格を満足した側溝等の製品を収録したものとして、「コンクリート二次製品市場製品図集（側溝・水路編）」（H12.3 製造者5団体代表経営調査委員会編集）がある。

第3章 土木工事共通

3-1 移動式クレーンの使用について

移動式クレーンを使用する場合は、「作業半径」、「吊り下げ合計重量」を算出確認し、規格内である検討結果を施工計画書に明記すること。（作業半径は、施工条件等を考慮し、略図等を記載し、慎重に決定すること。）クレーン作業資格者も選定すること。

3-2 コンクリート二次製品の使用

コンクリート二次製品の使用に当っては、製造会社・製造年月日の刻印の確認を行い、十分な養生が行なわれているものを使用すること。

3-3 区画線工

溶融式区画線の「かし担保」期間は18ヶ月とする。

ただし、「かし担保」期間内で、タイヤチェーン等に依る損傷が明らかな場合は、この限りではない。

3-4 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開（支障立木の伐木を含む）、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設

費の率計算に含まれる。

注) 建設発生木材の運搬及び処分費については、当初計上していないため、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3-5 地元対策について

コンクリート打設等に伴うミキサー車及び残土処分等のダンプトラック等の工事関係車輛の出入りについて、工事関係車輛が走行する時には、地元車輛を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。また、土砂等で路面が汚れたときは、直ちに路面清掃を行なうこと。

空缶・吸殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にゴミ等捨てないこと。

3-6 隣接権利者への説明及び承諾

工事施工に際し、

1. 隣接民地における取り合い工事が必要な場合（土間コンクリート撤去、復旧等）。
2. 雨水排水処理等で調整が必要な場合。
3. 民地に入って施工しなければならない場合。
4. その他住民とのトラブルが予想される場合には、前もって関係者に工事説明を行い承諾を得た上で施工を行うこと。
また、当該説明及び承諾の内容については、書面にて報告を行うこと。
5. 公共汚水ます設置承諾書の回収については、汚水ますを設置する前に受注者が行うこととする。なお、汚水ます設置位置については地権者等の立会い確認のもと決定すること。

3-7 農繁期の施工

農繁期においては、農耕者の通行を優先するとともに、必要となる用水及び排水の確保を行うこと。

3-8 下請を行う場合の市内業者の優先選定

受注者は、工事の施工にあたって、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京丹後市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。

「公共発注の基本方針」（平成22年2月8日付け部局長通知）

3-9 建設資機材等の市内優先調達

受注者は、工事の施工にあたって、建設資機材等に係る調達契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京丹後市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。「公共発注の基本方針」（平成22年2月8日付け部局長通知）

3-10 除雪作業

工事の施工に際し、現場内外において除雪の必要が生じた場合は、除雪の実施方法及び処理方法等については、当該場所の除雪業者と調整し、監督員に報告すること。

3-11 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3-12 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

本工事において、受注者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

3-13 その他

本工事の実施に当り、設計図書・特記仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

本工事着手前に地元調整を行う必要が生じた場合、その必要な資料等については、受注者にて準備すること。

第4章 マンホール蓋の仕様について

4-1 マンホール蓋の性能について

「京丹後市下水道用マンホール鉄蓋 性能規定書」(令和2年1月)による。

<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/jogesuido/suido/gesuidou/gesuidounituite/manhole/9745.html>

第5章 その他

5-1 管渠布設路線の延長減等について

本設計書において管渠布設延長及び人孔・汚水ます設置箇所数を示しているが、次に挙げる変更が生じた場合は、当該路線延長及び人孔・汚水ます設置箇所数を減とする。

- 1.最上流部の汚水ますが廃工または下流側へ移動し、本管布設延長の一部が不必要となった場合。
- 2.私有地内において土地所有者の同意が得られず、本管及び汚水ますの設置が不可能となった場合。
- 3.管路法線の変更等により、中間人孔の設置がなくなった場合。
- 4.汚水ますの設置承諾が得られず、当該汚水ますの設置が廃工となった場合。

なお、上記変更については設計変更の対象とする。

5-3 立坑圧入機の設置について(機械退避・再設置工)

ケーシング立坑を築造する際、工程の積み上げにより『機械退避・再設置工』を計上しているが、現場条件等により当該工種が必要なくなった場合は、その工種を廃工とし、日数の変更があった場合は出来形日数に合わせて変更を行う。その場合は設計変更の対象とする。

5-4 舗装仮復旧について

本工事の施工に際し、舗装仮復旧を行った上で交通開放すること。

また、止むを得ず、交通規制時間内に仮復旧舗装の施工が困難となった場合には、埋戻材が飛散しないよう対策を講じるとともに、夜間照明、看板等を配置する等、事故防止に努めることとする。その際には、監督員へ事前に連絡すること。

5-5 土留工に付いて

本工事における土留工は、参考図のとおりアルミ矢板による土留工を計上しているが、任意仮設であり矢板種別を指定するものではない。

~~また、周辺構造物等への影響が懸念されることから簡易建込土留の使用については認めない。~~

なお、任意仮設のため、仮設工法の変更に伴う数量変更や、工期変更は行わない。

5-6 地下水調査について

本工事箇所において地下水を利用している箇所があるため、現場着手前に地下水を採取し、飲料水等水質検査(12 項目)を行ってから現場着手すること。なお、ここでいう現場着手とは下水道本管布設に伴う掘削作業等のことをいい、水道仮設等事前準備に伴う作業は含まない。

また、飲料水等水質検査(12 項目)に係る検査費用等については設計変更で対応することとする。

第6章 水道工事（附帯工）について

6-1 全般

- 1 工事着手前に公道下給水取り出し部及びメーター位置の確認を行う。
- 2 公道下給水の取り出し場所については、近景・遠景の写真を撮影すること。公道下給水の施工範囲は、既設管との接続及び官民境界までとする。
なお、それによりがたい場合は、監督員と協議すること。
- 3 仮設配管のリース期間については監督員と協議をすること。
- 4 不断水施工については、監督員と協議して日程を決めること。
- 5 本設から仮設、仮設から本設へ切り替えを行う場合は、監督員に事前に連絡をして作業すること。
また、切り替え作業後、宅内漏水等していないか確認すること。
- 6 仮設配管の布設については、家人や車の出入りに支障のないように配管をすること。（浮き上がり等がないよう土嚢・杭で固定をすること。）
- 7 下水道工事で支障となる水道管の布設を考えているが、場所によっては布設替えをしないで済む場合があるので、その際は監督員と協議すること。
- 8 工事中やむを得ず断水する場合は、関係住民に了解を得てから作業を行うこと。無断では断水しないこと。
- 9 本工区については店舗があるので、本設から仮設、仮設から本設へ切り替えはスムーズに行い、営業に支障をきたさないこと。
- 10 冬季期間は、仮設配管に凍結防止対策を行うこと。
- 11 水道工事に関する完成図書（写真等）は、副本を提出すること。
- ~~12 本工事については断水施工となるため、断水時期等を事前に監督員と協議し、断水家屋にはお知らせ（広報）を行うこと。~~

6-2 水道配水用ポリエチレン管(融着接合)の施工

- 1 水道配水用ポリエチレン管の接合は電気融着接合方式を採用していることから、水道用ポリエチレン管施工講習を受講し、終了証の交付を受けた者が接続を行うこと。
- 2 電気融着接合継手チェックシートを作成し、接合毎に判定等を記入し、記録したものを工事完成図書として提出すること。

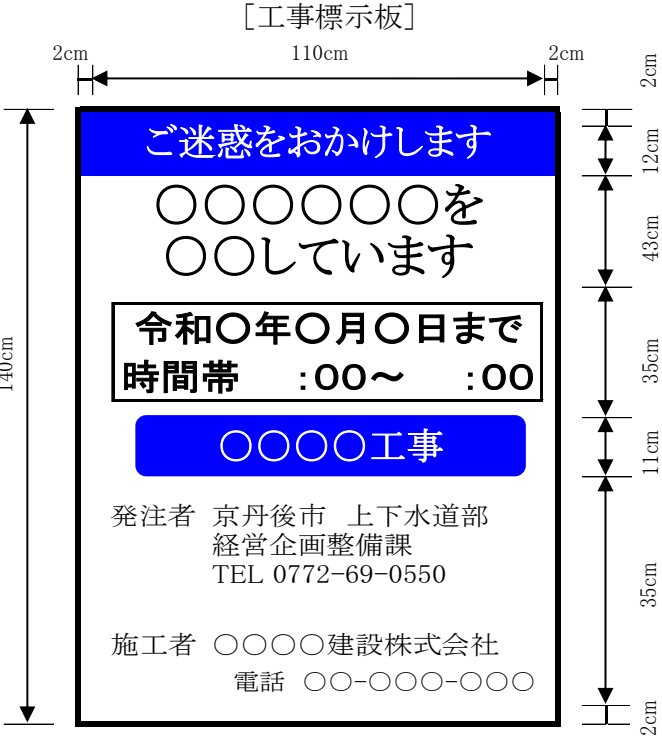
6-3 交通誘導警備員

配置場所	交通誘導警備員	編 成	総数
起 点	1 名/日	交通誘導警備員 A 名 交通誘導警備員 B 1 名	合計104人日 補償工事: 94人日 単独工事: 10人日
中間点	1 名/日	交通誘導警備員 A 名 交通誘導警備員 B 1 名	
終 点	1 名/日	交通誘導警備員 A 名 交通誘導警備員 B 1 名	

受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督員に提出すること。

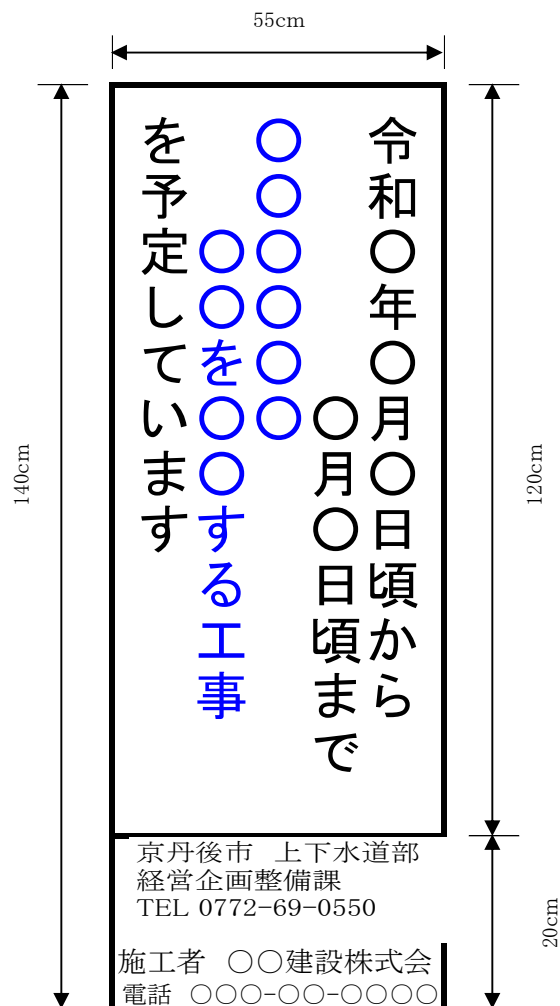
受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

標示板記載例



設置位置	・ 工事区間の起終点に設置する。 ・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ ドライバー等の視認性を考慮した個所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格 色彩 等	・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・ 工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・ 縁の余白2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。 ・ 設置場所が、歩行者等の支障になる場合は、監督員の承諾を得て規格寸法を変更することが出来る。

[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・ 路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始までの間設置する。
設置位置	・ 予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・ 色彩は、「平成○年○月○日頃から」、「○○○を○ ○する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・ 工事内容については、別添を参考に記載する。 ・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・ 1日で完了する軽易な工事、歩道のない個所については設置しない。 ・ 設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。 工事開始時間に速やかに撤去すること。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

[illegible]

設置期間	路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	- 実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 - ドライバーから看板内容見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	- 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 - 工事内容については、別添を参考に記載する。 - その他の文字及び線は、白地に黒色とする - 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	1日で完了する軽易な工事、歩道のない個所については設置しない。 - 設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。

23

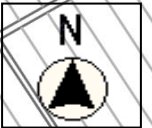
別表2 工事内容記載例

※()内は必要に応じて明記。【 】内は選択

区分	主な工種	表示内容		
		工事種別	工事内容(工事標示板/工事情報看板/工事説明看板 共通)	
			丁寧表示	簡素表示
水道工事	供給関連工事	水道工事	水道管の【新設・取替・撤去】を行なっています	水道工事を行なっています
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	水道工事		水道工事を行なっています
	修繕・補修工事	水道工事	水道管の修理を行なっています。	水道工事を行なっています
	配水管工事	水道工事		水道工事を行なっています
	支障移転工事	水道工事	水道管の移設を行なっています。	水道工事を行なっています
	埋設物調査工事	水道工事	埋設物の調査を行なっています。	水道工事を行なっています
	緊急工事	水道工事	緊急で水道管の水漏れを直してます。	水道工事を行なっています
	点検・補修工事	水道工事	水道管の点検・修理を行っています。	水道工事を行なっています
	舗装復旧工事	水道工事	水道管の埋設跡の復旧を行なっています。	水道工事を行なっています
下水工事	新設(増設・更新・撤去)工事関連	下水道工事(処理場内)	下水処理施設(【土木・建築・機械・電気】)を【つくって・更新して・撤去して】います	下水道工事を行っています
	新設(増設・更新・撤去)工事関連	下水道工事(管渠)	下水道管を【つくって・更新して・撤去して】います	下水道工事を行っています
	浸水対策工事	下水道工事	浸水を防止する【管・施設・ポンプ場】を【つくって・更新して・撤去して】います	下水道工事を行っています
	耐震工事	下水道工事	【○○棟・○○施設・下水道管】の耐震補強をしています	下水道工事を行っています
	修繕・補修工事	下水道工事(処理場内)	傷んだ下水道施設(【土木・建築・機械・電気】)をなおしています	下水道工事を行っています
	修繕・補修工事	下水道工事(管渠)	傷んだ下水道管をなおしています	下水道工事を行っています
	点検(補修)工事	下水道工事(処理場内)	下水道施設(【土木・建築・機械・電気】)の点検(修理)をしています	下水道工事を行っています
	点検(補修)工事	下水道工事(管渠)	下水道管の点検(修理)をしています	下水道工事を行っています
	支障移設工事	下水道工事	○○工事に伴う下水道管の移設をしています	下水道工事を行っています
	緊急工事	下水道工事(処理場内)	傷んだ下水道施設(【土木・建築・機械・電気】)の緊急修理をしています	下水道工事を行っています
	緊急工事	下水道工事(管渠)	傷んだ下水道管の緊急修理をしています	下水道工事を行っています
	舗装復旧工事	下水道工事	下水道管を埋設したあとの舗装復旧をしています	下水道工事を行っています

位置図

おおみや苑



竹野川

大宮第一小学校

- ・口大野その25 補助対象 
- 補助対象外 

